#### 2021年5月17日

関西電力株式会社

大飯発電所1号炉及び2号炉燃料取替用水タンクの 放射能濃度の測定及び評価方法等に関する説明資料

### ○放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量

1. 放射能濃度確認対象物の種類及び推定される総重量

放射能濃度確認対象物は、大飯1,2号炉の運転保守に伴い発生した資 材のうち、2005年度に大飯1,2号炉の燃料取替用水タンクエリアに設置 していた燃料取替用水タンク(大飯1号炉:胴板、天井板、大飯2号炉: 胴板)を解体して発生したステンレス鋼の金属片約70トンを対象とする。 なお、大飯1,2号炉の燃料取替用水タンクの胴板は除染済である。

放射能濃度確認対象物が生ずる施設の詳細は「添付資料1」に記載する。

#### 放射能濃度確認対象物が生ずる施設について

大飯発電所は4基の原子炉が設置されており、放射能濃度確認対象物が生ず る大飯1,2号炉の運転開始日は以下のとおりである。

・大飯1号炉:1979年3月27日 運転開始

・大飯2号炉:1979年12月5日 運転開始

大飯発電所は4基ともに濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、加圧水型炉 である。大飯発電所の原子炉施設のうち原子炉格納施設、核燃料物質の取扱施 設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射性物質を内包する機器を設 置している建屋及び領域(原子炉格納施設、原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、 保修点検建屋、燃料取替用水タンクエリア、廃棄物庫等)において「実用発電 用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条に定める場所を管理区域に設定 している。大飯発電所の管理区域設定範囲を図 1-1、放射能濃度確認対象物が 生ずる施設の想定される汚染の形態を表 1-1 に示す。



図 1-1 大飯発電所の管理区域

建屋及び領域の名称	管理区域の設定状況	想定される汚染の形態
燃料取替用水タンク	汚染のおそれのない管理	一场的水泽池
エリア	区域	— <b>八印</b> 尔 (7 <del>东</del>

表 1-1 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の想定される汚染の形態

2. 放射能濃度確認対象物の発生の状況

大飯発電所は4基の原子炉が設置されており、放射能濃度確認対象物が 生ずる大飯1,2号炉の運転開始日は以下のとおりである。

大飯1号炉:1979年3月27日運転開始

大飯2号炉:1979年12月5日運転開始

放射能濃度確認対象物となる燃料取替用水タンクを使用していた時の大 飯1,2号炉の型式はともに濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、加圧 水型炉である。

燃料取替用水タンクは、屋外の燃料取替用水タンクエリアで使用していたものであり、燃料取扱時の原子炉キャビティ水張り用の水源等として設置された設備である。

燃料取替用水タンクは、原子炉初起動から撤去(大飯1号炉:2005年10 月7日、大飯2号炉:2005年4月1日)まで各々9,692日間(大飯1号炉)、 9,250日間(大飯2号炉)使用した設備であり、撤去した燃料取替用水タン クは、解体した後、胴板のみ除染し、汚染防止対策を講じて、発生から現 在に至るまで廃棄物庫で保管廃棄している。

放射能濃度確認対象物の発生領域を図1に、原子炉施設における放射性 物質を含む主要系統の構成図を図2に示す。

3. 放射能濃度確認対象物の汚染の状況

放射能濃度確認対象物である燃料取替用水タンクの汚染形態としては、 中性子の照射を受けて放射性物質が生成されることによる汚染(放射化汚 染)と1次冷却材中に含まれる放射性物質が付着することによる汚染(二 次的な汚染)が想定される。

3.1 放射化汚染

燃料取替用水タンクは、燃料取扱時の原子炉キャビティ水張り用の水 源等として設置された設備である。燃料取扱時に、系統水を循環するこ とから1次冷却材と燃料取替用水タンク貯留水が混合される。燃料取替 用水タンクは、屋外の燃料取替用水タンクエリアで使用していたもので あり、原子炉格納容器から離れており、かつプラント運転中に発生する 中性子は、原子炉格納容器の外部遮蔽壁等にて遮蔽される位置であるこ とから、中性子の直接線及びストリーミング線による放射化汚染の影響 はない。これは、燃料取替用水タンク近傍における中性子線量当量率測 定結果が、プラント運転中においても検出限界値未満であったことから も明らかである。

また、1次冷却材が燃料取替用水タンクに移行するのはプラント停止 期間中であり、N-17の半減期(約4秒)及びN-17の崩壊により発生する 中性子の寿命はいずれも短時間であることからN-17による影響もない。

**3.2** 二次的な汚染

燃料取替用水タンクの二次的な汚染は、1次冷却材系統の設備から溶 出した腐食生成物、構造材に微量元素として存在するウラン等が炉心の 中性子により放射化されることによって生成した放射性腐食生成物(以 下、「CP核種」という。)及び核分裂生成物(以下、「FP核種」という。) が燃料取替用水タンクに移行し、内面に付着することにより生じる。

ここで、放射能濃度確認対象物の材質は金属(ステンレス鋼)である ことから、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物 質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としな いものであることの確認等に関する規則」(令和2年原子力規制委員会 規則第16号)(以下、「規則」という。)の別表第1欄の放射性物質のうち、

「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物 質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」(令和2年7月29 日 原規規発第2007294号 原子力規制委員会決定)(以下、「審査基準」 という。)の別記第1号に掲げられている33種類の放射性物質(以下、

「**33**核種」という。)に対して、放射能濃度確認対象物の二次的な汚染 において主要となる放射性物質を以下の考え方により選定した。

(1) 燃料取替用水タンクの汚染のメカニズム及び大飯1,2号炉の運転 履歴

放射能濃度確認対象物の二次的な汚染は、プラント停止後の燃料取 扱時に系統水を循環することから、1次冷却材と燃料取替用水タンク 貯留水が混合され、その際にCP核種及びFP核種が燃料取替用水タン クに移行し、タンク内面に一様に沈着することにより生じる。ここで、 CP核種は、構造材の組成からCo-60が主要な放射性物質であること が明らかである。

一方、FP核種は、大飯1,2号炉の運転開始から放射能濃度確認 対象物解体までの間、燃料リークが大飯1,2号炉で合計8回(大飯 1号炉:6回、大飯2号炉:2回)発生している。大飯1号炉の燃料リ ーク前後で1次冷却材のCs-137濃度の上昇は1桁以内であり、放射能 濃度確認対象物の核分裂生成物により二次的な汚染への影響は大き くないと考えられるが、1次冷却材の核種分析結果により燃料リーク によるFP核種の影響について確認する。ここで、燃料リークによる FP核種の影響確認については、燃料リーク前後の1次冷却材の分析 結果を踏まえ、FP核種の代表を半減期及び放射能濃度を考慮して、 二次的な汚染への影響が最も大きいと想定されるCs-137とし、Cs-137濃度とCP核種の代表としてCo-60濃度を比較することにより実 施する。

表1及び表2にプラント停止中の1次冷却材の核種分析結果を示す。 放射能濃度確認対象物のCo-60の放射能濃度(D)を規則別表第2欄 の放射能濃度(C)で除した放射性物質のD/Cについて、表1及び表2 に示す通り、1次冷却材中のCs-137濃度は全て検出限界値未満であ り、Co-60のD/Cと比較して最大で約7%(検出限界値を評価値とした 場合)となり、Co-60のD/Cが最大となった。

また、放射能濃度確認対象物(解体・除染後の大飯1号炉燃料取替 用水タンクの胴板)の核種分析結果及び他の除染後の大飯1,2号炉 の燃料取替用水タンクの胴板の核種分析結果を2021年2月1日時点ま で減衰補正した結果から、Co-60のD/Cと比較して、Cs-137のD/Cは、

最大でも約20%であった。

表3に除染後の大飯1,2号炉の燃料取替用水タンクの胴板の核種 分析結果を、図3に分析試料名称の設定方法を示す。

(2) 放射能濃度確認対象物の核種分析結果を基にした確認結果

放射能濃度確認対象物の二次的な汚染における主要な放射性物質 を確認するために、放射能濃度確認対象物(解体・除染後の大飯1号 炉燃料取替用水タンクの胴板)の核種分析結果から、各放射性物質

(H-3、C-14、Co-60、Nb-94、Sr-90、Cs-134、Cs-137、Pu-239、 Am-241)のD/Cを算出した。算出結果を表4に、図3に分析試料名称 設定方法を示す。この際、検出限界値未満の核種の放射能濃度につい ては、検出限界値を評価値と設定した。

その結果は、表4に示す通り、Co-60のD/Cが最大値であった。また、 他試料の核種分析結果においても、Co-60のD/Cが最大値であった。

(3) 半減期及び核種生成源等を基にした確認結果

(2)項までに確認した放射性物質以外の放射性物質についての確認結果を以下に示す。

Co-58等の半減期が1年程度以下の核種は、Co-60と比較して1次冷却材中での濃度が若干高い核種があるものの、半減期が1年程度以下で短く、かつ放射能濃度確認対象物が発生より15年以上経過していることから、Co-60に対してD/Cは非常に小さくなる。

また、Eu-154等は、主な生成源としてコンクリート等の放射化に より生成するが、1次冷却材系統には生成源がほぼないことから、 Co-60に対してD/Cは小さくなる。

更に、Fe-55の生成源は、1次冷却材系統のSUS304材中に存在するものの、Fe-55はCo-60と比較して、中性子捕獲断面積が小さいこと、半減期が短いこと及びクリアランスレベルが高いことから、Co-60に対してD/Cは小さくなる。

3.3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来のフォールアウトの 影響

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来のフォールアウト の影響の有無を確認した結果、大飯発電所の敷地内における表面汚染密 度の測定値が検出限界値未満であったことから、フォールアウトの影響 を考慮する必要はない。

以上のことから、放射能濃度確認対象物の二次的な汚染における主要な 放射性物質はCo-60であることが明らかであり、Co-60以外の放射性物質は Co-60よりも少量であると判断する。

放射能濃度確認対象物の種類の詳細は「添付資料2」に記載する。



図1 放射能濃度確認対象物の発生領域



図2 放射性物質を含む主要系統の構成



図3 大飯1,2号炉 燃料取替用水タンク 胴板の核種分析試料名称の設定方法

表1 プラント停止中における大飯1号炉の

1	次冷	却材	の核	氡種	分	析	結	果
---	----	----	----	----	---	---	---	---

号炉		大飯1号炉							
運転サイクル	16	18	20	亚齿	Co60 との				
試料採取日	2000/8/9	2003/4/19	2005/9/27	+ 13	比率				
Co-60	194501	1 91 5 00	1 40 5 .00	0 /1 5 01					
( <b>Bq/cm</b> <sup>3</sup> )	1.24E-01	1.21E+00	1.49E+00	9.41E-01					
Cs-137	-E 90E 09	-0 00E 09	2 75 E 09	2C 94E 09	26 69E 09				
( <b>Bq/cm</b> <sup>3</sup> )	<0.09E-02	<9.09E-02	<3.73E-02	<0.24E-02	<0.03E-02				

表 2 プラント停止中における大飯 2 号炉の

号炉	大飯2号炉						
運転サイクル	17	19	亚齿				
試料採取日	2002/10/26	2005/3/22	+ 均	0-00 2 の 山 卒			
Co-60		5 405 00	9.07E.00	_			
( <b>Bq/cm</b> <sup>3</sup> )	4.43E-01	3.49E+00	2.97E+00				
Cs-137	7 00 5 00						
(Bq/cm <sup>3</sup> )	<1.83E-02	<8.12E-02	<1.98E-02	<2.69E-02			

1次冷却材の核種分析結果

## 表3 除染後の大飯1,2号炉の燃料取替用水タンクの

## 胴板の核種分析結果

	Co-6	30	<b>Cs</b> -1		
試料名*	放射能濃度		放射能濃度	D/C	の世家
	$(\mathbf{Bq/g})$	D/C	$(\mathbf{Bq/g})$	D/C	ジルギ
1u-2-43	2.61E-04	2.61E-03	5.51E-05	5.51E-04	2.11E-01
1u-16-49	5.86E-04	5.86E-03	<4.25E-05	< 4.25 E-04	< 7.25 E-02
2u-12-16	4.90E-04	4.90E-03	<4.93E-05	<4.93E-04	<1.01E-01

# (2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

※:試料名称の設定方法を図3に示す。

# 表 4 放射能濃度確認対象物(試料名:1u-2-43<sup>\*</sup>)の 放射化学分析による核種分析結果

(2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

放射性物質	D/C	各放射性物質の D/C の Co-60 の D/C に対する比率
H-3	7.84E-05	3.01E-02
C-14	<2.91E-04	<1.12E-01
Co-60	2.61E-03	1.00E+00
Sr-90	<4.65E-06	<1.78E-03
Nb-94	1.30E-04	4.98E-02
Cs-134	<3.46E-06	<1.33E-03
Cs-137	5.51E-04	2.11E-01
Pu-239	<4.74E-06	<1.82E-03
Am-241	<1.79E-06	<6.86E-04

※:胴板の試料名称の設定方法を図3に示す。

放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量について

1. 放射能濃度確認対象物の発生状況

放射能濃度確認対象物は、大飯1,2号炉の運転保守に伴い発生した資材のうち、大飯1,2号炉燃料取替用水タンクエリアに設置していた燃料取替用水タンクの解体撤去物である。

燃料取替用水タンクは、燃料取扱時(燃料取出・燃料装荷)の原子 炉キャビティ水張り用の水源、及び事故時の非常用炉心冷却設備作 動時の注入用の水源として設置された設備である。燃料取出及び燃 料装荷は毎定期検査で実施するため、タンク内に貯留している水の 移送を実施するが、非常用炉心冷却設備として作動した実績はない。

大飯1号炉燃料取替用水タンクは、2005 年度の大飯1号炉第 20 回定期検査において取替工事(2005 年 10 月 7 日撤去)までの 9,692 日間使用した設備であり、旧燃料取替用水タンクの天井板及び胴板 を解体撤去した後、胴板のみ除染し、汚染防止対策を講じて、廃棄物 庫で保管廃棄されている。

大飯2号炉燃料取替用水タンクは、2005 年度の大飯2号炉第 19 回定期検査において取替工事(2005 年 4 月 1 日)までの 9,250 日間 使用した設備であり、旧燃料取替用水タンクの胴板を解体撤去した 後、除染し、汚染防止対策を講じて、廃棄物庫で保管廃棄されている。 図 2-1 に燃料取替用水タンクの使用履歴を示す。

放射能濃度確認対象物の形状

放射能濃度確認対象物である燃料取替用水タンクは、大飯1,2 号炉ともにたて置円筒形の形状であり、内径 11,000mm、全高 17,030mm、胴板厚さ mm~ mm、天井板厚さ mm、容量 1,400m<sup>3</sup>のタンクである。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

燃料取替用水タンクの胴板及び天井板については、概ね平板状で ある。一部、タンクの構成部材として溝形の部材もあるが、L形、凹 形の部材は切断して平板状にした後に放射能濃度の確認を行う。ま た、放射能濃度確認対象物としては、概ね平板状の部位を対象とし、 配管貫通孔及びマンホール取付箇所等の複雑形状の部位は対象外と する。

図 2-2 に燃料取替用水タンクの構造図を示す。

放射能濃度確認対象物の材質

燃料取替用水タンクの解体撤去物からステンレス鋼(SUS304)の 金属片を選定して放射能濃度確認対象物とする。

放射能濃度確認対象物の材質を表 2-1 に示す。

4. 放射能濃度確認対象物の推定量

放射能濃度確認対象物の推定量は、大飯1,2号炉合計で、約70 トンである。放射能濃度確認対象物の推定量を表 2-1 に示す。

放射能濃度確認対象物の汚染の状況

5.1 放射能濃度確認対象物の汚染の形態

放射能濃度確認対象物の発生場所を図 2-3 に、発生領域及び対象物を表 2-2 に示す。

原子炉内の核分裂で発生する中性子の照射又は生体遮蔽体の開 口部(原子炉と蒸気発生器を連絡する配管が貫通する開口)から漏 洩する中性子の照射により原子炉格納施設内に設置された機器の 一部には放射化汚染が生じる。

また、大飯発電所の原子炉施設における放射性物質による汚染の形態は、原子炉内の核分裂で発生する中性子の照射により生成する CP 核種及び FP 核種が放射性物質として1次冷却材に放出され、その放射性物質が1次冷却系統及びそれに接続する系統、機器へ移行し、系統、機器内面に沈着又は1次冷却材の付着により二次

的な汚染(内部汚染、表面汚染、浸透汚染)が生じる。

(1) 放射化汚染

放射能濃度確認対象物である燃料取替用水タンクは、原子 炉格納容器から離れており、かつプラント運転中に発生する 中性子は、原子炉格納容器の外部遮蔽壁等にて遮断される位 置であることから、中性子の直接線及びストリーミング線に よる放射化の影響はない。

原子炉格納容器と燃料取替用水タンクの位置関係を図 2-4 に、原子炉格納容器等の平面図及び断面図を図 2-5 に示す。

一方、燃料取替用水タンクの設置位置を含め、発電所構内に おける中性子線量当量率測定結果がプラント運転中において も検出限界値未満(<0.12µSv/h)であったことから、放射化 汚染の影響はないと判断した。

大飯発電所構内の中性子線量当量率の測定結果を表 2-3 に 示す。

(2) 二次的な汚染

燃料取替用水タンクの二次的な汚染は、1次冷却材系統の 設備から溶出した腐食生成物及び燃料製造時に燃料棒表面に 付着したウラン等が炉心の中性子により放射化されることに よって生成したCP核種及びFP核種が燃料取替用水タンクに 移行し、タンク内面に付着することにより生じる。

ここで、放射能濃度確認対象物の材質は金属(ステンレス鋼) であることから、審査基準の別記第1号に掲げられている33 核種に対して、放射能濃度確認対象物の二次的な汚染におい て主要となる放射性物質を以下の考え方により選定した。 (a) 燃料取替用水タンクの汚染のメカニズム及び大飯1,2号炉 の運転履歴

放射能濃度確認対象物の二次的な汚染は、プラント停止 後の燃料取扱時に、系統水を循環することから、1次冷却材 と燃料取替用水タンク貯留水が混合され、その際にCP核種 及びFP核種が燃料取替用水タンクに移行し、タンク内面に 一様に沈着することにより生じる。ここで、CP核種は、構 造材の組成からCo-60が主要な放射性物質であることが明 らかである。

一方、FP核種は、大飯1,2号炉の運転開始から放射能 濃度確認対象物解体までの間、燃料リークが大飯1,2号炉 で合計8回(大飯1号炉:6回、大飯2号炉:2回)発生して いる。表2-4に大飯1号炉における燃料リーク前後の1次冷 却材のCs-137濃度を示す。表2-4に示す通り、大飯1号炉の 燃料リーク前後で1次冷却材のCs-137濃度の上昇は1桁以 内であり、放射能濃度確認対象物の核分裂生成物により二 次的な汚染への影響は大きくないと考えられるが、1次冷 却材の核種分析結果により燃料リークによるFP核種の影響 について確認する。ここで、燃料リークによるFP核種の影 響確認については、燃料リーク前後の1次冷却材の分析結 果を踏まえ、FP核種の代表を半減期及び放射能濃度を考慮 して、二次的な汚染への影響が最も大きいと想定されるCs-137とし、Cs-137濃度とCP核種の代表としてCo-60濃度を比 較することにより実施する。また、併せてCs-134濃度とCo-60濃度についても比較する。

表2-5及び表2-6にプラント停止中の1次冷却材の核種分析結果を示す。放射能濃度確認対象物のD/Cについて、表2-5及び表2-6に示す通り、1次冷却材中のCs-134及びCs-137 濃度は全て検出限界値未満であり、Co-60のD/Cと比較して 最大で約7%(検出限界値を評価値とした場合)となり、Co-

**60**の**D**/**C**が最大となった。

また、放射能濃度確認対象物(解体・除染後の大飯1号炉 燃料取替用水タンクの胴板)の核種分析結果を2021年2月1 日時点まで減衰補正した結果及び他の除染後の大飯1,2 号炉の燃料取替用水タンクの胴板の核種分析結果を2021年 2月1日時点まで減衰補正した結果から、Co-60のD/Cと比較 して、Cs-137のD/Cは、最大でも約20%であった。

表2-7に除染後の大飯1,2号炉の燃料取替用水タンクの 胴板の核種分析結果を示す。

(b) 放射能濃度確認対象物の核種分析結果等を基にした確認結果

放射能濃度確認対象物の二次的な汚染における主要な放射性物質を確認するために、2006年に実施した放射能濃度確認対象物(2005年~2006年に実施した解体・除染後の大飯1号炉燃料取替用水タンクの胴板)の核種分析結果を、2021年2月1日時点まで減衰補正した結果を基に、各放射性物質(H-3、C-14、Co-60、Nb-94、Sr-90、Cs-134、Cs-137、Pu-239、Am-241)のD/Cを算出した。算出結果を表2-8に示す。この際、検出限界値未満の核種については検出限界値を評価値と設定した。表2-8に示す通り、Co-60のD/Cが最大値であった。

また、前述の放射能濃度確認対象物において、核種分析を 実施しなかったCl-36、Ni-63、Tc-99、I-129及びPu-241につ いては、大飯1,2号炉の濃縮廃液(Ni-63、Tc-99、I-129 及びPu-241は1991~2006年、Cl-36は2004~2006年)の核種 分析結果を基に、Ni-59については充填固化体スケーリング ファクタを基にD/Cを算出した。算出結果を表2-9及び表2-10に示す。表2-9及び表2-10に示す通り、Cl-36、Co-60、Ni-59、Ni-63、Tc-99、I-129、Pu-241のD/Cについて、Co-60の

D/Cが最大値であった。

(c) 半減期及び核種生成源等を基にした確認結果

(b)項までに確認した放射性物質以外の放射性物質についての確認結果を以下に示す。

Co-58等の半減期が1年程度以下の核種(Sc-46、Mn-54、 Fe-59、Co-58、Zn-65、Nb-95、Ru-106、Ag-110m、Sb-124、 Te-123m、Tb-160、Ta-182)は、Co-60と比較して1次冷却 材中での濃度が若干高い核種があるものの、半減期が1年程 度以下で短く、かつ放射能濃度確認対象物が発生より15年 以上経過していることから、Co-60に対してD/Cは非常に小 さい(例: Co-58の場合、<1.0E-20)。

また、Eu-154等は、主な生成源としてコンクリート等の 放射化により生成するが、1次冷却材系統には生成源がほ ぼないことから、Co-60に対してD/Cは小さくなる(Ca-41、

Ag-108m, Ba-133, Eu-152, Eu-154).

更に、Fe-55の生成源は、1次冷却材系統のSUS304材中 に存在するものの、Fe-55はCo-60と比較して、中性子捕獲 断面積が小さいこと、半減期が短いこと及びクリアランス レベルが高いことから、Co-60に対してD/Cは小さくなる。

(3) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来のフォール アウトの影響

燃料取替用水タンクは、2005年度に解体した後、容器に封 入し、廃棄物庫に保管廃棄されており、2011年に発生した東 京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴うフォール アウトの影響は考慮する必要がない。

具体的には、2012 年 3 月 30 日に(旧)原子力安全・保安 院より発出された「東京電力株式会社福島第一原子力発電所 事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等 の安全規制上の取扱いについて」(平成 24・03・26 原院第 10 号)及び JNES-RE レポート「東京電力株式会社福島第一原子 力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する 測定方法の検討」(JNES-RE-2012-0014、平成 24 年 7 月、独 立行政法人原子力安全基盤機構)に基づき、2012 年 3 月に大 飯発電所構内の表面汚染密度測定を行い、全測定箇所におい て理論検出限界計数値未満であった。

大飯発電所構内における表面汚染密度測定箇所を図 2-6 に、 測定結果を表 2-11 に示す。

5.2 放射能濃度確認対象物の汚染状況

放射能濃度確認対象物の放射能濃度は、事前調査において物理 除染の効果も考慮した際に規則第2条に規定されるクリアランス 判断基準の1/33を超えないことが想定されるものである。

放射能濃度確認対象物は、容器に封入し、汚染のおそれのない管 理区域である廃棄物庫に保管廃棄されている。廃棄物庫は、大飯発 電所原子炉施設保安規定に基づき出入口を施錠し、関係者以外の 者の立入りを制限している。

### 大飯1号炉運転履歴

(■:定期検査、▽:燃料取替用水タンク取替、△:蒸気発生器取替、
 □:原子炉容器上蓋取替、◇:燃料リーク事象)

而厥	1070	1080	1091	1099	1082	1094	1095	1086	1087
	1979	1900	1901	1902	1905	1904	1965	1900	1907
							$\square \diamond$	│ ◇	·
工程	運用 3/27 10/13	7/8 2/10	6/30	9/28 12/18	11/1	4/14 4/1	8/26	7/11 12/2#	12/25
	0/21 10/10	110 210	0.00	0.20 12.10			0.20		
西暦	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
	_ ◇	<	<u>ہ</u>						
工程	6/23	8/14 3/9	9/30	5/17 12/18	6/8	5/28 10/21	9/16 △	4/25	5/30 9/10
西暦	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
工程	10/23 1/17	2/19	6/6	<b>◇</b> 7/31 □ 11/28	12/12	/12 4/1	4 6/4	6/4 7/31	

大飯2号炉運転履歴

(■:定期検査、▽:燃料取替用水タンク取替、△:蒸気発生器取替、 □:原子炉容器上蓋取替、◇:燃料リーク事象)

西暦	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
工程	運開 12/5	7/20 12/26	6/16 12/4		28 3/1	7/21	9/3 12/17	2/16	7/15
西暦	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
工程	8/5 12/5	1/5	4/9 3/2	5 7/22	9/14 2/5	2/21	6/16	8/14 12/18	2/3
西暦	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
工程	∆7/20	8/29 🗆 1/28	3/10	5/12	6/1 9/8	10/21 12/1	8 2/9 3/2	24 3/16	▽ 6/24 4/1撤去

図 2-1 燃料取替用水タンク使用履歴



図 2-2 燃料取替用水タンク構造図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



図 2-3 放射能濃度確認対象物の発生場所



図 2-4 原子炉格納容器と燃料取替用水タンクの位置関係

図 2-5 原子炉格納容器等の平面図及び断面図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



定 庾测 面汚染密 表 大飯発電所構内における 2-6 X

汚染の種類	重量	重量 対象物	
	(トン)	(解体撤去前の設備名称)	
二次的な汚染 (金属片)	約 70	<ul> <li>・大飯1号炉燃料取替用水 タンク(天井板、胴板)</li> <li>・大飯2号炉燃料取替用水 タンク(胴板)</li> </ul>	ステンレス鋼 ( <b>SUS304</b> )

表 2-1 放射能濃度確認対象物の推定量及び材質

表 2-2 放射能濃度確認対象物の発生領域及び対象物

発生領域	対象物 (解体撤去前の設備名称)
大飯1,2号炉 燃料取替用水タンクエリア	燃料取替用水タンク

測 定 場 所	測定日	測 定 器	測定結果
			$[\mu Sv/h]$
大飯1号炉 原子炉格納容器廻り (E.L.+31.8m)			
大飯1号炉 原子炉格納容器廻り (屋上)			
大飯1,2号炉 原子炉補助建屋[背面道路側]			
(E.L.+31.8m)			
大飯2号炉 原子炉格納容器廻り(E.L.+31.8m)			
大飯2号炉 原子炉格納容器廻り (屋上)			
大飯1号炉 原子炉格納容器廻り(E.L.+22.0m)			
大飯2号炉 原子炉格納容器廻り(E.L.+23.8m)		<b>古</b> 此 <b>一</b>	
大 飯 1 , 2 号 炉 原 子 炉 補 助 建 屋 [東 側 ] (E.L.+11.3m)	2009.05.15 <sup>**</sup> 1	中性于	
大 飯 1 , 2 号 炉 原 子 炉 補 助 建 屋 [西 側 ] (E.L.+11.3m)	$2009.12.18^{\frac{1}{2}2}$ $2010.02.05^{\frac{1}{2}3}$		< 0.12
大飯3号炉 原子炉格納容器廻り(E.L.+42.6m)	2011.04.01 <sup>** 4</sup>	(TDS 461)	
大飯4号炉 原子炉格納容器廻り(E.L.+42.6m)		(113-401)	
大飯4号炉 見学通路廻り(E.L.+42.6m)			
大飯3号炉 原子炉格納容器廻り (E.L.+33.6m)			
大飯3号炉 原子炉周辺建屋[背面道路側] (E.L.+33.6m)			
大飯4号炉 原子炉格納容器廻り(E.L.+33.6m)			
大飯4号炉 原子炉周辺建屋[背面道路側] (E.L.+33.6m)			
大飯3号炉 原子炉周辺建屋廻り(E.L.+10.0m)			
大飯4号炉 原子炉周辺建屋廻り(E.L.+10.0m)			

表 2-3 中性子線量当量率の測定結果

※1:大飯1~4号炉定格熱出力一定運転中。

- ※2:大飯1,4号炉定格熱出力一定運転中、大飯2号炉停止中、大飯 3号炉定期検査中。
- ※3:大飯1~4号炉定格熱出力一定運転中。
- ※4:大飯1,2,4号炉定格熱出力一定運転中、大飯3号炉定期検査中。

表 2-4 大飯1号炉における燃料リーク前後の

1 次冷却材 Cs-137 濃度\*

※:上記の表については、大飯1号炉の燃料リーク6回のうち、2回目及び6回目のデータを示す。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

表 2-5 プラント停止中における大飯1号炉の1次冷却材の

号炉		大飯1号炉							
運転サイクル	16	18	20	亚均	Co60 との				
試料採取日	2000/8/9	2003/4/19	2005/9/27	平均	比率				
Co-60		1.915.00	1 40 - 00	0 41 E 01					
( <b>Bq/cm<sup>3</sup></b> )	1.24E-01	1.21E+00	1.49E+00	9.41E-01	_				
Cs-134	A CEE 09	7 11 - 00			.F 29E 09				
( <b>Bq/cm<sup>3</sup></b> )	<4.03E-02	<7.11E-02	<3.23E-02	<3.00E-02	< 3.32 E-02				
Cs-137	-E 90E 09	-0.00E.09	29.75E.09	2C 94E 09	26 69E 09				
( <b>Bq/cm<sup>3</sup></b> )	<2.09E-02	<9.09E-02	<3./3E-02	<0.24E-U2	<0.03E-02				

## 核種分析結果

表 2-6 プラント停止中における大飯2号炉の1次冷却材の

核種分析結果

号炉	大飯2号炉												
運転サイクル	17	19	亚齿										
試料採取日	2002/10/26	2005/3/22	平均										
Co-60	A 49E 01	5 40E · 00	9.07E.00	_									
( <b>Bq/cm</b> <sup>3</sup> )	4.43E-01	5.49E+00	2.97E+00										
Cs-134	-C 20E 09	-7 C1E 09	-7 95 E 0.9	29 44E 09									
( <b>Bq/cm</b> <sup>3</sup> )	<0.09E-02	<7.01E-02	<7.23E-02	<2.44E-02									
Cs-137	-7 99E 09	-0 19E 09	-7 OPE 09	29 COE 09									
( <b>Bq/cm</b> <sup>3</sup> )	<1.03E-02	<0.12E-02	<1.98E-02	<2.09E-02									

表 2-7 除染後の大飯1,2号炉の燃料取替用水タンクの

## 胴板の核種分析結果

試料名	C 0 -	60	<b>Cs</b> -1			
	放射能濃度		放射能濃度			
	( <b>Bq/g</b> )	D/C	$(\mathbf{Bq/g})$	D/C	レギ	
1u-2-43	2.61E-04	2.61E-03	5.51E-05	5.51E-04	2.11E-01	
1u-16-49	5.86E-04	5.86E-03	<4.25E-05	<4.25E-04	<7.25E-02	
2u-12-16	4.90E-04	4.90E-03	<4.93E-05	<4.93E-04	<1.01E-01	

(2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

# 表 2-8 放射能濃度確認対象物(試料名:1u-2-43)の 放射化学分析による核種分析結果

(2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

放射性物質	D/C	各放射性物質の D/C の Co-60 の D/C に対する比率
H-3	7.84E-05	3.01E-02
C-14	<2.91E-04	<1.12E-01
Co-60	2.61E-03	1.00E+00
Sr-90	<4.65E-06	<1.78E-03
Nb-94	1.30E-04	4.98E-02
Cs-134	<3.46E-06	<1.33E-03
Cs-137	5.51E-04	2.11E-01
Pu-239	<4.74E-06	<1.82E-03
Am-241	<1.79E-06	<6.86E-04

表 2-9 大飯1,2号炉の濃縮廃液の難測定核種の

分析結果等を基に算出した D/C

(1991~2006年度の16年度分の平均値:

	濃縮廃液等から		各放射性物質の D/C の
放射性物質	算出した放射能濃度	D/C	Co-60 の D/C
	$(\mathbf{Bq/g})$		に対する比率
Co-60	2.71E+02	2.71E+03	1
Ni-59 <sup>**</sup> 1	4.01E+00	4.01E-02	1.48E-05
Ni-63	5.01E+02	5.01E+00	1.85E-03
Tc-99	1.82E-04	1.82E-04	6.70E-08
I-129	<7.68E-04	<7.68E-02	<2.83E-05
Pu-241 <sup>**</sup> 2	2.81E-04	2.81E-05	1.04E-08

Co-60、Ni-59、Ni-63、Tc-99、I-129及び Pu-241)

※1:Ni-59の放射能濃度は、JNES-SS レポート (JNES-SS-0403) に基づき算出。

**※2**: 全 α 核種の分析結果より算出。

表 2-10 大飯1,2号炉の濃縮廃液の難測定核種の

分析結果を基に算出した D/C

(2004~2006 年度の 3 年度分の平均値: Cl-36)

放射性物質	濃縮廃液から算出した 放射能濃度(Bq/g)	D/C	Cl-36 の D/C の Co-60 の D/C に対する比率
Co-60	2.07E+02	2.07E+03	1
Cl-36	3.56E-02	3.56E-02	1.72E-05

測定結果	華 教信 子 湯																					
測定値 (CPS)	< 0.063															< 0.044						
測定器	大 ) 91. ) 2 2 3 3 3 5 3 5 3 5 3 5 3 5 5 5 5 5 5 5													大飯3,4号炉 PL 計数装置								
測定時間	1200 参												1									
測定日時	2012年3月28日 $\sim$ 2012年3月29日2012年3月29日											2012年3月28日										
試料採取日時	2012 年 3 月 28 日 2012 年 3 月 28 日 (スミヤろ紙にて (スミヤろ紙にて 00cm <sup>2</sup> 以上を試料 彩取)																					
測定場所	第一事務所屋上空調機配管	大飯1号炉補助建屋給気口 (外気冷却ユニット給気口融雪配管)	大飯2号炉補助建屋給気口 (外気冷却ユニット給気口金網フレーム)	大飯1, 2号炉放水口水モニタ室エアコン室外機	第二事務所屋上空調機配管	大飯3号炉補助建屋給気口サポート	大飯4号炉補助建屋給気口サポート	A 廃棄物庫消火器格納庫	大飯3号炉主要変圧器前ページング	特高開閉所裏消火器格納庫	海水淡水化装置操作盤	循環水ポンプ出口弁	岸壁門扉制御盤	保修点検建屋消火器格納庫	モニタポスト No.2 エアコン室外機カバー	A 廃棄物庫シャッター前	大飯1, 2号炉 <b>T/B</b> シャッター前	大飯 3, 4 号炉 <b>T/B</b> シャッター前	大飯1,2号炉 A/B 出入管理室前通路	大飯1, 2 号炉 A/B シャッター前	大飯 3, 4 号炉 W/B 出入管理室前通路	大飯 3 号炉 FH/B スライディングドア前
	(1)	(2)	(3)	(4)	(2)	(9)	(2)	(8)	(6)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)

表 2-11 大飯発電所構内における表面汚染密度測定結果
### ○評価に用いる放射性物質の種類

1. 評価に用いる放射性物質の種類の選択方法

放射能確認対象物の放射能濃度の評価に用いる放射性物質は、 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質のうち、放射性物質 の放射能濃度を評価する上で重要となるものを選択する。

放射能濃度確認対象物の汚染形態は、「放射能濃度確認対象物の 種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量」に示すとおり、 二次的な汚染であり、二次的な汚染の中で放射性物質の放射能濃 度を評価する上で重要となるものを選択する。

評価対象核種は、規則別表第1欄の放射性物質のうち、33核種を 対象に審査基準に基づき選択する。規則別表第2欄の放射能濃度の 単位はBq/kgであるが、本申請書では放射能濃度の単位はBq/gとし て扱う。

二次的な汚染は、「放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量」に示すとおり、Co-60が主要な放射性物質である。ここで、主要な放射性物質であるCo-60の放射能濃度は、放射能濃度確認対象物の核種分析により算出した結果、 2021年2月1日時点で、規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の33分の1以下であったことから、その他の放射性物質は評価に用いる放射性物質の選択において考慮する必要はないと判断した。

表5及び表6に放射能濃度確認対象物の核種分析結果を、図3に分 析試料名称の設定方法を示す。この際、Co-60放射能濃度が検出限 界値未満となった試料については検出限界値を評価値と設定した。

2. 評価に用いる放射性物質の種類の選択結果

「1. 評価に用いる放射性物質の種類の選択方法」のとおり、Co-60以外の放射性物質は評価に用いる放射性物質の選択において考 慮する必要はないと判断したことから、評価に用いる放射性物質 はCo-60の1種類とする。

評価に用いる放射性物質の種類の選択方法の詳細は「添付資料3」 に記載する。

# 表 5 大飯 1 号炉 放射能濃度確認対象物の Co-60 の放射能濃度

### 及び D/C

### (2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

(検出限界値未満は検出限界値を評価値と設定)

試料名		試料測定日	Co-60 放射能濃度 (Bq/g)	D/C (Co-60) (-)
胴 板	1u-2-43 <sup>×1,2</sup>	2006年6月12日	2.61E-04	2.61E-03
	1u-3-22 <sup>×1</sup>	2005年9月20日	6.94E-04	6.94E-03
	1u-5-1 <sup>×1</sup>	2005年9月20日	3.57E-04	3.57E-03
	1u-6-44 <sup>× 1</sup>	2005年9月20日	6.18E-04	6.18E-03
	1u-8-22 <sup>**</sup> 1	2005年9月20日	4.86E-04	4.86E-03
	1u-10-1 <sup>×1</sup>	2005年9月20日	2.12E-04	2.12E-03
	1u-11-44 <sup>**</sup>	2005年9月20日	4.75E-04	4.75E-03
	1u-13-22 <sup>×1</sup>	2005年9月20日	1.89E-04	1.89E-03
	1u-16-1 <sup>× 1</sup>	2005年9月20日	6.63E-04	6.63E-03
天 井 板	1u-天-1 <sup>※1</sup>	2012年3月1日	6.86E-05	6.86E-04
	1u-天-2 <sup>*1</sup>	2012年3月1日	8.44E-05	8.44E-04
	1u-天-3 <sup>*1</sup>	2012年3月2日	<7.85E-05	<7.85E-04

※1: 胴板の試料名称の設定方法を図3に示す。天井版は採取箇所の記録なし。

※2:放射化学分析結果。なお、他試料は試料を直接 Ge 波高分析装置 で計測。

# 表 6 大飯 2 号炉 放射能濃度確認対象物の Co-60 の放射能濃度 及び D/C

試料名		試料発生日	Co-60 放射能濃度 (Bq/g)	D/C (Co-60) (-)
胴 板	2u-3-54 <sup>**</sup>	2005年3月16日	2.39E-04	2.39E-03
	2u-4-8*	2005年3月16日	3.20E-04	3.20E-03
	2u-5-47*	2005年3月16日	3.56E-04	3.56E-03
	2u-6-23*	2005年3月16日	1.15E-03	1.15E-02
	2u-8-32*	2005年3月16日	4.60E-04	4.60E-03
	2u-10-42*	2005年3月16日	2.67E-04	2.67E-03
	2u-12-66*	2005年3月16日	1.52E-04	1.52E-03
	2u-13-32*	2005年3月16日	3.30E-04	3.30E-03
	2u-14-17*	2005年3月16日	2.93E-04	2.93E-03

(2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

※:試料名称の設定方法を図 3 に示す。試料は直接 Ge 波高分析で計 測。

#### 評価に用いる放射性物質の選択について

放射能濃度確認対象物の評価対象核種は、審査基準 33 核種から選択 する。

評価対象核種の選択に当たっては、審査基準 33 核種の放射性物質組成(D<sub>k</sub>)を規則別表第2欄の放射能濃度(C<sub>k</sub>)で除した値(D<sub>k</sub>/C<sub>k</sub>)の総和(以下「ΣD<sub>k</sub>/C<sub>k</sub>」という。)を求める。審査基準 33 核種のD<sub>k</sub>/C<sub>k</sub>が大きいものから順に核種jを追加し、追加した核種のD<sub>j</sub>/C<sub>j</sub>の総和が規則 33 核種の総和であるΣD<sub>k</sub>/C<sub>k</sub>に占める割合が 0.9 以上となることを確認する。

ただし、D<sub>1</sub>/C<sub>1</sub>の最大値が 33 分の 1 以下であることが明らかな場合 は、放射性物質 k=1 のみを評価に用いる放射性物質として選定するこ ととする。

- 放射能濃度確認対象物の放射能濃度
  - 1.1 放射能濃度確認対象物の汚染形態

二次的な汚染は、放射性腐食生成物及び核分裂生成物が1次冷却材により1次冷却系統に接続する機器内面に沈着することにより生じる。二次的な汚染の移行経路を図 3-1 に示す。

1.2 放射能濃度確認対象物の核種分析結果

放射能濃度確認対象物の二次的な汚染における主要な放射性物 質は Co-60 と設定した。そこで、Co-60 の放射能濃度(Bq/g)が 審査基準に規定される D/C が 33 分の 1 以下であることを確認す る。2005 年度、2006 年度及び 2011 年度に放射能濃度確認対象物 の核種分析を行った。表 3-1 及び表 3-2 に 2005 年度、2006 年度 及び 2011 年度に実施した放射能濃度確認対象物の Ge 波高分析装 置を用いた核種分析結果を 2021 年 2 月 1 日まで減衰補正した結 果を示す。なお、放射能濃度確認対象物の胴板及び天井板の核種分析試料は無作為に選定した。表 3-1 及び表 3-2 に示す通り、大飯 1 号炉においては最大で 6.94E-04Bq/g、大飯 2 号炉においては最大で 1.15E-03Bq/g であり、いずれにおいてもクリアランス判断基準の 1/33 (約 3.0E-3Bq/g) 以下であった。

また、図 3-2 及び図 3-3 に示す 2005 年~2006 年に実施した解体・除染後の放射能濃度確認対象物胴板の表面汚染密度測定結果のうち、検出限界値以上でかつ最大の Co-60 放射能濃度を示した部位(1号炉:1u-16-49、2号炉:2u-12-16)に対して、Ge 波高分析装置を用いて核種分析を行った結果を表 3-3 に示す。表 3-3 に示す通り、大飯1,2号炉いずれの試料においてもクリアランス判断基準の 1/33 (約 3.0E-3Bq/g)以下であった。

2. 評価対象核種の選択

1.項のとおり、Co-60以外の放射性物質は評価に用いる放射性物質の選択において考慮する必要はないと判断したことから、評価に用いる放射性物質は Co-60の1種類とする。

### 3. 放射能濃度確認対象物の汚染の均一性確認

### 3.1 放射能濃度確認対象物の表面汚染密度分布(胴板)

放射能濃度確認対象物の胴板の二次的な汚染は、プラント停止 後に炉水中の放射性物質が燃料取替用水タンク内面に移行し、一 様に沈着することにより生じたものである。その後、放射能濃度確 認対象物解体後に胴板全体を放射能濃度が検出限界値相当 (0.1Bq/g以下)となるように除染を行った。ここで、除染後の放 射能濃度確認対象物において汚染の均一性を確認するために、 2005年7月から10月、2006年1月から4月に燃料取替用水タン クの解体・除染後の胴板の表面汚染密度の測定を行った。表面汚染 密度の測定は、タンク水が接液する胴板を高さ方向に16分割、円 周方向に69分割(大飯2号炉は高さ方向に15分割、円周方向に

69分割)し、各々を測定した。大飯1号炉の測定結果を図 3-2 に、 大飯2号炉の測定結果を図 3-3 に示す。図 3-2 及び図 3-3 に示す 通り、表面汚染密度の測定値は、胴板全体で同程度であり、部位毎 に汚染は均一であることを確認した。

また、図 3-2 及び図 3-3 に示す表面汚染密度測定結果のうち、 大飯1,2号炉各々で、測定値が検出限界値以上で最大となった試料(試料名:1u-16-49、2u-12-16)に対して、Ge波高分析装置を 使用して核種分析を行った結果、いずれもクリアランス判断基準 の1/33(約 3.0E-3Bq/g)以下であった。

放射能濃度確認対象物について、1号炉の胴板で9点、2号炉の胴板で9点を無作為に抽出し、Ge波高分析装置を使用して核種分析を行った結果、大飯1号炉においては最大で6.94E-04Bq/g、 大飯2号炉においては最大で1.15E-03Bq/gであり、いずれにおいてもクリアランス判断基準の1/33(約3.0E-3Bq/g)以下であった。

以上のことから、放射能濃度確認対象物の胴板については、Co-60 放射能濃度はクリアランス判断基準の 1/33 以下であり、かつ放 射能濃度はおおむね均一である。

**3.2** 放射能濃度確認対象物の表面汚染密度分布 (天井板)

放射能濃度確認対象物の天井板については、タンク貯留水が接 液しておらず、汚染は雰囲気(タンク内気相部を介しての汚染)に よるものであり、極僅かである。ここで、2012年1月から3月に、 1号炉の燃料取替用水タンクの天井板について、胴板と比較し汚 染が均一であることを確認するために、表面汚染密度の測定を行 った。測定条件を下記に、測定結果を図3-4に示す。なお、天井板 及び胴板共に無作為に試料を採取し測定を行った。図3-4に示す 通り、天井板においては汚染が均一であることを確認し、加えて胴 板と比較しても汚染は均一であることを確認した。

放射能濃度確認対象物について、1号炉の天井板で3点を無作 為に抽出し、Ge波高分析装置を使用した核種分析を行った結果、

最大で 8.44E-05Bq/g であり、クリアランス判断基準の 1/33(約 3.0E-3Bq/g)以下であった。

以上のことから、放射能濃度確認対象物の天井板については、 Co-60 放射能濃度はクリアランス判断基準の 1/33 以下であり、か つ放射能濃度はおおむね均一である。

従って、3.1 項及び 3.2 項に示す通り、放射能濃度確認対象物の Co-60 放射能濃度はクリアランス判断基準の 1/33 以下であり、かつ放射 能濃度は全体でおおむね均一である。



図 3-1 二次的な汚染の移行経路





図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(1/8)





図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(2/8)





図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果 (3/8)





図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果 (4/8)



図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(5/8)



図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(6/8)



図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(7/8)



図 3-2 大飯1号炉 燃料取替用水タンク表面汚染密度測定結果(8/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(1/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(2/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果 (3/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(4/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(5/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(6/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(7/8)



図 3-3 大飯2号炉 燃料取替用水タンク胴板の表面汚染密度測定結果(8/8)



タンク胴板 タンク胴板

図 3-4 大飯1,2号炉の燃料取替用水タンク胴板及び大飯1号炉の天井板の表面汚染密度測定結果

### 表 3-1 大飯1号炉 放射能濃度確認対象物の

### Co-60の放射能濃度及び D/C

(2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

(検出限界値未満は検出限界値を評価値と設定)

試料名		試料測定日	Co-60 放射能濃度 (Bq/g)	D/C (Co-60) (-)
胴 板	1u-2-43 <sup>*</sup>	2006年6月12日	2.61E-04	2.61E-03
	1u-3-22	2005年9月20日	6.94E-04	6.94E-03
	1u-5-1	2005年9月20日	3.57E-04	3.57E-03
	1u-6-44	2005年9月20日	6.18E-04	6.18E-03
	1u-8-22	2005年9月20日	4.86E-04	4.86E-03
	1u-10-1	2005年9月20日	2.12E-04	2.12E-03
	1u-11-44	2005年9月20日	4.75E-04	4.75E-03
	1u-13-22	2005年9月20日	1.89E-04	1.89E-03
	1u-16-1	2005年9月20日	6.63E-04	6.63E-03
天井板	1u-天-1	2012年3月1日	6.86E-05	6.86E-04
	1u-天-2	2012年3月1日	8.44E-05	8.44E-04
	1u-天-3	2012年3月2日	<7.85E-05	<7.85E-04

※:放射化学分析結果。なお、他試料は試料を直接 Ge 波高分析装置で 計測。

## 表 3-2 大飯 2 号炉 放射能濃度確認対象物の

# Co-60の放射能濃度及び D/C

# (2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

試料名		試料発生日	Co-60 放射能濃度 (Bq/g)	D/C (Co-60) (-)
胴 板	2u-3-54	2005年3月16日	2.39E-04	2.39E-03
	2u-4-8	2005年3月16日	3.20E-04	3.20E-03
	2u-5-47	2005年3月16日	3.56E-04	3.56E-03
	2u-6-23	2005年3月16日	1.15E-03	1.15E-02
	2u-8-32	2005年3月16日	4.60E-04	4.60E-03
	2u-10-42	2005年3月16日	2.67E-04	2.67E-03
	2u-12-66	2005年3月16日	1.52E-04	1.52E-03
	2u-13-32	2005年3月16日	3.30E-04	3.30E-03
	2u-14-17	2005年3月16日	2.93E-04	2.93E-03

表 3-3 除染後の大飯1,2号炉の燃料取替用水タンク

	Co-60		Cs-137		
試料名	放射能濃度	D/C	放射能濃度	D/C	比率
	$(\mathbf{Bq/g})$		$(\mathbf{Bq/g})$		
1u-2-43	2.61E-04	2.61E-03	5.51E-05	5.51E-04	2.11E-01
1u-16-49	5.86E-04	5.86E-03	< 4.25 E - 05	<4.25E-04	<7.25E-02
2u-12-16	4.90E-04	4.90E-03	<4.93E-05	<4.93E-04	<1.01E-01

(2021年2月1日時点まで減衰補正した値)

### 広射能濃度の評価単位

放射能濃度確認対象物の二次的な汚染の分布については、放射能 濃度確認対象物の胴板は接液部で一様に汚染していたが、放射能濃 度が検出限界値相当(0.1Bq/g以下)となるように胴板全体を除染し たことから、汚染状況はおおむね均一である。また、天井板は接液し ておらず、汚染は雰囲気(タンク内気相部を介しての汚染)によるも のであり、極僅かであることから、汚染状況はおおむね均一である。

放射能濃度確認対象物の汚染の状況、解体状況及び保管状況から、 放射能濃度を決定するための評価単位は、胴板については高さ方向 (輪切り)に分割して、1つの評価単位が10トン以下となるよう設定 する。大飯1号炉の天井板については10トン以下であることから天 井板全体で1つの評価単位として設定する。

放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定単位は、放射能濃度確認対象物の発生・保管の調査結果により、放射能濃度確認対象物の汚染状況はおおむね均一であり、かつ放射性物質のD/Cが規則第2条で 規定されるクリアランス判断基準の1/33以下であることから、放射 能濃度確認対象物の解体状況及び放射線測定装置によるCo-60放射 能濃度の測定条件に応じて設定する。

放射能濃度の評価単位の詳細は「添付資料4」に記載する。

### 放射能濃度の評価単位について

#### 1. 評価単位の設定方法及び重量

放射能濃度確認対象物の汚染状況については、胴板及び天井板の 表面汚染密度測定結果から、汚染状況は対象物全体でおおむね均一 であることを確認している。従って、放射能濃度確認対象物の汚染の 状況、解体状況及び保管状況から、放射能濃度を決定するための評価 単位は、胴板については高さ方向(輪切り)に分割して、1つの評価 単位が10トン以下となるよう設定する。大飯1号炉の天井板につい ては10トン以下であることから、天井板全体で1つの評価単位とし て設定する。

設定した評価単位を図 4-1 に示す。

2. 測定単位の設定

測定単位は、放射能濃度確認対象物の表面汚染密度の測定結果から、放射能濃度確認対象物の汚染状況はおおむね均一であることから、放射能濃度確認対象物の解体状況及び放射線測定装置による Co-60 放射能濃度の測定条件に応じて設定する。図 4-2 に測定単位の設定イメージを示す。

ここで、放射能濃度確認対象物の評価単位の Co-60 放射能濃度は、 「添付資料 3 評価に用いる放射性物質の選択に関する説明書」に 記載の通り、除染の履歴等から測定単位における評価に用いる放射 性物質の D/C(Co-60)がクリアランス判断基準の 1/33 以下であり、 かつ放射能濃度確認対象物の放射性物質の濃度がおおむね均一で ある。

放射能濃度の著しい偏りの防止
 放射能濃度確認対象物の発生・保管の調査結果を考慮して、汚染の

程度が大きく異なるものを一つの測定単位としない。

今回申請の放射能濃度確認対象物の測定単位ごとに規則第2条に 規定されるクリアランス判断基準の1/33以下であることを確認する。



図 4-1 設定した放射能濃度確認対象物の評価単位



○ 放射能濃度確認対象物の解体状況

図 4-2 測定単位の設定イメージ図

### ○放射能濃度を決定する方法

放射能濃度確認対象物の評価対象核種は、「評価に用いる放射性物質の種類」 に示すとおり、Co-60の1核種を選択する。従って、放射能濃度確認対象物 の放射能濃度は二次的な汚染のCo-60の放射能濃度を測定することによって 決定する。Co-60の放射能濃度を決定する方法は次のとおりとする。

1. 測定単位及び評価単位における放射能濃度の決定方法

放射能濃度確認対象物の Co-60 の放射能濃度は、Co-60 がγ線を放出す る放射性物質のため、汎用の放射線測定器である定置型の Ge 波高分析装 置を用いて測定する。

放射能濃度確認対象物の評価単位の Co-60 放射能濃度は、放射能濃度確認対象物の放射性物質の濃度がおおむね均一であり、かつ測定単位における評価に用いる放射性物質の D/C が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下であることから、測定単位の一つを代表(以下、「代表測定単位」という。)として測定し、その結果を基に評価単位の放射能濃度を決定する。

放射能濃度確認対象物の評価単位の Co-60 放射能濃度は、評価単位に対応する代表測定単位の Co-60 放射能濃度とし、不確かさを考慮して D/C

(Co-60)が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準に対して1/33 以下であることを確認し、国の確認を受ける。

2. 放射能濃度の算出方法

Co-60の放射能濃度は、Ge 波高分析装置を用いて、放射能濃度確認対象物を測定して得られる正味計数に、 γ線放出率、検出効率、測定時間及び放射能濃度確認対象物の重量を基に、「3.放射能濃度を決定する方法に関する不確かさ」に示す不確かさを考慮して放射能濃度を決定する。測定した正味計数が検出限界値未満であった場合、検出限界値を測定値とする。

3. 放射能濃度を決定する方法に関する不確かさ

放射能濃度を決定する方法に関する不確かさは、放射線測定値及び Ge

波高分析装置の測定効率並びにデータ処理(放射能換算係数の不確かさ) に起因する不確かさを考慮する。不確かさを考慮することにより、放射能 濃度確認対象物の D/C について、信頼の水準を片側 95%としたときの上 限値(以下「片側 95%上限値」という。)が Co-60の規則第2条で規定さ れるクリアランス判断基準の 1/33 を超えないことを評価する。

なお、測定条件に起因する不確かさのうち、測定効率の測定対象物と放 射線測定器との位置関係の不確かさについては、放射能濃度確認対象物が 平板であること、及び放射線測定器の位置は対象物により変動しないこと から、考慮する必要はない。また、測定効率の測定対象物内部での放射線 の減衰等の不確かさについては、汚染形態が放射能濃度確認対象物の表面 への二次的な汚染であることから考慮する必要はない。また、測定条件の 実際の測定条件と測定効率を設定した条件との違いの不確かさについては、 Co-60 の計数を保守的に計測する試料形状とするため、考慮する必要はな い。測定条件の測定場所周辺のバックグラウンドの変動等の不確かさにつ いては、Ge 波高分析装置の鉛で遮蔽された測定室内で測定を行うため、バ ックグラウンドの変動はほぼないと考えられ、更に、放射能濃度確認対象 物の測定の都度、バックグラウンドを測定することから、考慮する必要は ない。

放射能濃度を決定する方法の詳細は「添付資料5」に記載する。
#### 放射能濃度を決定する方法について

1. 評価対象核種の選定

放射能濃度確認対象物の評価対象核種は、事前調査結果等から Co-60 が主 要な核種であり、かつ D/C (Co-60) が 1/33 以下であったことから、Co-60 以外の核種は考慮する必要はないと判断し、Co-60 の 1 核種とする。

2. 測定単位及び評価単位における放射能濃度の決定方法

放射能濃度確認対象物の Co-60 放射能濃度は、Co-60 がγ線を放出する放 射性物質のため、汎用の放射線測定器である定置型の Ge 波高分析装置を用 いて測定する。

放射能濃度確認対象物の評価単位の Co-60 放射能濃度は、放射能濃度確認 対象物の放射性物質の濃度がおおむね均一であること、及び測定単位におけ る評価に用いる放射性物質の D/C が規則第2条で規定されるクリアランス 判断基準の1/33以下であることから、代表測定単位を測定し、その結果を基 に評価単位の放射能濃度を決定する。Ge 波高分析装置のジオメトリ形状

(47mmΦ)よりも大きい形状とした約 5cm×約 5cm の Co-60 放射能濃度測 定用試料(代表測定単位)を、Ge 半導体検出器上に設定し、測定を行う。測 定室内 Ge 波高分析装置の概要図、及び Ge 波高分析装置を使用した Co-60 放射能濃度の測定イメージを図 5-1 に示す。

放射能濃度確認対象物の評価単位の Co-60 放射能濃度は、評価単位に対応 する代表測定単位の Co-60 放射能濃度とし、不確かさを考慮して D/C (Co-60) が Co-60 のクリアランス判断基準に対して 1/33 以下であることを確認 し、国の確認を受ける。なお、測定・評価した放射能濃度確認対象物は、評 価時点(2021 年 2 月 1 日時点)より Co-60 の半減期(5.27 年)以内に確認 の申請を行う。

また、放射能濃度確認対象物の表面に多量の錆が付着している場合は、Co-60 放射能濃度を適切に測定することが困難となるおそれがあるが、放射能濃

度確認対象物の材質はステンレス鋼であり、一般的に耐腐食性に優れた材料 であること、及び容器に封入して保管していることから錆は発生しにくいと 考えられる。

2.1 放射能濃度算出方法

Co-60の放射能濃度は、Ge 波高分析装置を用いて、放射能濃度確認対象 物を測定して得られる正味計数に、 γ線放出率、検出効率、測定時間及び 放射能濃度確認対象物の重量で除し、不確かさを考慮して放射能濃度を決 定する。Ge 波高分析装置を用いた Co-60 放射能濃度算出式を式(5-1)に示 す。

-U:相対拡張不確かさ(%)

n<sub>net</sub>:正味計数(count)

- ε: γ 線放出率(%)
- a: 検出効率(%)
- t: 測定時間(s)

W: 放射能濃度確認対象物の重量(g)

2.2 放射能濃度を決定する方法に関する不確かさ

放射能濃度を決定する方法に関する不確かさは、放射線測定値及び Ge 波高分析装置の測定効率並びにデータ処理(放射能換算係数の不確かさ) に起因する不確かさを考慮する。不確かさを考慮することにより、放射能 濃度確認対象物の Co-60 の放射能濃度(D)を規則別表第1の第2欄の放 射能濃度(C)で除した放射性物質の D/C について、信頼の水準を片側 95% としたときの上限値(以下「片側 95%上限値」という。)が Co-60の規則 第2条で規定されるクリアランス判断基準の 1/33 を超えないことを評価 する。

なお、測定条件に起因する不確かさのうち、測定効率の測定対象物と放 射線測定器との位置関係の不確かさについては、放射能濃度確認対象物が 平板であること、及び放射線測定器の位置は対象物により変動しないこと から、考慮する必要はない。また、測定効率の測定対象物内部での放射線 の減衰等の不確かさについては、汚染形態が放射能濃度確認対象物の表面 への二次的な汚染であることから考慮する必要はない。また、測定条件の 実際の測定条件と測定効率を設定した条件との違いの不確かさについては、 Co-60 の計数を保守的に計測する試料形状とするため、考慮する必要はな い。測定条件の測定場所周辺のバックグラウンドの変動等の不確かさにつ いては、Ge 波高分析装置の鉛で遮蔽された測定室内で測定を行うため、バ ックグラウンドの変動はほぼないと考えられ、更に、放射能濃度確認対象 物の測定の都度、バックグラウンドを測定することから、考慮する必要は ない。

- (1) 標準不確かさの算出
  - (a) 放射線測定値に起因する不確かさ(U<sub>1</sub>)

放射線測定値に起因する不確かさについては、測定された正味計数の不確かさを考慮する。式(5-2)により正味計数の不確かさの算出 式を示す。

- **U**<sub>1</sub>:正味計数の不確かさ(%)
- **σ**<sub>n</sub>: Co-60 正味計数の計数誤差(count)
- N: Co-60 正味計数(count)
- (b) 測定効率に起因する不確かさ(U<sub>2</sub>)

測定効率に起因する不確かさとしては、Ge 波高分析装置校正時 の標準線源の不確かさを考慮する。ここで、標準線源の不確かさは 校正証明書を基に設定する。

(c) データ処理(放射能換算係数)に起因する不確かさ(U<sub>3</sub>)

データ処理に起因する不確かさとしては、Ge 波高分析装置の放 射能換算係数(測定精度)の不確かさを考慮する。放射能換算係数 の不確かさはメーカー設定の許容誤差を基に設定する。

 $\sigma_b$ : Ge 波高分析装置の測定精度許容誤差

(2) 相対拡張不確かさの算出

算出した正味計数の不確かさ、標準線源の不確かさ及び放射 能換 算係数(測定精度)の不確かさを不確かさの伝播則により合成し、合 成した不確かさに信頼の水準を片側 95%とした時の包含係数 1.645 を 乗じることで相対拡張不確かさを算出する。

相対拡張不確かさの算出式を式(5-4)に示す。

- U:相対拡張不確かさ(%)
- k :包含係数(1.645)
- **U**<sub>1</sub>:正味計数の不確かさ(%)
- U<sub>2</sub>:標準線源の不確かさ(%)
- U<sub>3</sub>:放射能換算係数の不確かさ(%)

2.3 放射能濃度確認対象物の重量算出方法

2.1 項に示す放射能濃度測定条件の内、放射能濃度確認対象物の重量は、 放射能濃度確認対象物の代表測定単位の形状(表面積、重量)及び Ge 波 高分析装置のジオメトリ形状(47mmΦの表面積)に基づき算出する。

ここで代表測定単位の表面積については、Co-60 放射能濃度を保守的に 算出するため、縦及び横の各々の最大寸法を有する長方形と見なして表面 積を算出する。代表測定単位の測定用試料の表面積算出イメージを図 5-2 に示す。

次に、代表測定単位の重量に、寸法測定により算出した表面積に対する Ge波高分析装置のジオメトリ形状分の面積の比を乗じて、放射能濃度確認 対象物の重量を算出する。代表測定単位のCo-60放射能濃度測定用試料の 重量算出式を式(5-5)に示す。

用試料の重量(g)

- W':代表測定単位の測定用試料の重量(g)
- S<sub>1</sub>: Ge波高分析装置のジオメトリ形状(47mmΦ)の 面積(cm<sup>2</sup>)
- S<sub>2</sub> : 測定用試料の表面積(cm<sup>2</sup>)



図 5-1 Ge 波高分析装置の概要図及び測定概要図



図5-2 測定用試料の表面積算出イメージ

## ○放射線測定装置の種類及び測定条件

1. 放射線測定装置の種類

放射能濃度確認対象物の放射能濃度は、Co-60を評価対象核種とし、測定 により決定する。Co-60の放射能濃度は、Co-60がγ線を放出する放射性物 質のため、適切に測定効率が設定されている汎用の放射線測定器である定 置型のGe波高分析装置を用いて測定する。

放射線測定装置の測定条件等

測定条件とは、放射能濃度確認対象物の評価対象核種(Co-60)の放射能 濃度が基準以下であることの判断を可能にするGe波高分析装置の測定値 及び検出限界値を得るための条件であり、放射能濃度確認対象物の重量、 測定時間、測定効率及びバックグラウンドを考慮する。なお、放射能濃度 確認対象物の自己遮蔽効果については、放射能濃度確認対象物の形状が平 板状であること及び表面が平滑であること、並びに汚染形態は二次的な汚 染であり、汚染は表面のみであることから、考慮する必要はない。

これらの測定条件のうち、Ge波高分析装置の測定効率については適切に 設定するとともに、設定した測定効率が維持されていることを、定期的に 確認する。

2.1 測定条件の設定

Co-60の放射能濃度の測定に際しては、放射能濃度確認対象物の放射 能濃度が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下に なることの判断が可能となるように放射能濃度確認対象物の重量及び 測定時間を設定する。

なお、実際に測定した Co-60 正味計数の測定結果が検出限界値未満 であった場合には、放射能濃度確認対象物の Co-60 の放射能濃度の測 定値は検出限界値と同じとする。

2.2 検出限界値

放射能濃度測定に用いるGe波高分析装置の検出限界値は、放射能濃

度確認対象物の測定単位のCo-60放射能濃度の測定の都度、算出する。 検出限界値の算出は「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロ メトリー(令和2年9月改訂 原子力規制庁監視情報課)」に基づき算出す る。

ここで、検出限界値は測定の都度算出し、算出された検出限界値が規 則第2条で規定されるCo-60放射能濃度のクリアランス判断基準の1/33 以下であることを確認する。

2.3 測定時間

Ge波高分析装置の測定時間は、代表測定単位のD/C(評価対象核種: Co-60)が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下で あることの判断が可能な測定時間とする。

具体的には、放射線測定値及びGe波高分析装置の測定効率並びにデ ータ処理(放射能換算係数の不確かさ)に起因する不確かさを考慮して も、D/C(評価対象核種: Co-60)が規則第2条で規定されるクリアラン ス判断基準の1/33以下であることの判断が可能となるよう、検出限界値 相当で約2.0×10-3Bq/g以下となる測定時間を50,000秒以内で設定する。

2.4 点検·校正

Ge波高分析装置を使用するときは、あらかじめ日常点検を行うとと もに、1年に1回定期点検を行い、設定した測定効率が維持されているこ とを確認する。

日常点検(使用中において1回/日)では、バックグラウンド測定等 を行う。

Ge波高分析装置の種類及び測定条件の詳細は「添付資料6」に記載する。

#### 放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定について

1. 放射線測定装置の種類

放射能濃度確認対象物の放射能濃度は、Co-60 を評価対象核種とし、測定 により決定する。Co-60 の放射能濃度は、Co-60 がγ線を放出する放射性物 質のため、適切に測定効率が設定されている汎用の放射線測定器である定置 型の Ge 波高分析装置を用いて測定する。

放射線測定装置の測定条件等

測定条件とは、放射能濃度確認対象物の評価対象核種(Co-60)の放射能濃 度が基準以下であることの判断を可能にする Ge 波高分析装置の測定値及び 検出限界値を得るための条件であり、放射能濃度確認対象物の重量、測定時 間、測定効率及びバックグラウンドを考慮する。なお、放射能濃度確認対象 物の自己遮蔽効果については、放射能濃度確認対象物の形状が平板状である こと及び表面が平滑であること、並びに汚染形態は二次的な汚染であり、汚 染は表面のみであることから、考慮する必要はない。

これらの測定条件のうち、Ge 波高分析装置の測定効率については適切に 設定するとともに、設定した測定効率が維持されていることを、定期的に確 認する。

**2.1** 測定条件の設定

Co-60 の放射能濃度の測定に際しては、放射能濃度確認対象物の放射能 濃度が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下になる ことの判断が可能となるように放射能濃度確認対象物の重量、及び測定時 間を設定する。

なお、実際に測定した放射能濃度の測定結果が検出限界値未満(約 2.0 ×10-3Bq/g以下)であった場合には、放射能濃度確認対象物の Co-60 の放射能濃度の測定値は検出限界値と同じとする。

Ge 波高分析装置の主な仕様及び測定条件を表 6-1 に示す。

2.2 検出限界值

放射能濃度測定に用いるGe波高分析装置の検出限界値は、放射能濃度確認対象物の測定単位のCo-60放射能濃度の測定の都度、算出する。検出限界値の算出は「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー(令和2年9月改訂 原子力規制庁監視情報課)」に基づき算出する。

ここで、検出限界値は測定の都度算出し、算出された検出限界値が規則 第2条で規定されるCo-60放射能濃度のクリアランス判断基準の1/33以下 であることを確認する。

2.3 測定時間

Ge波高分析装置の測定時間は、代表測定単位のD/C(評価対象核種: Co-60)が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下であるこ との判断が可能な測定時間とする。

具体的には、放射線測定値及びGe波高分析装置の測定効率並びにデータ 処理(放射能換算係数の不確かさ)に起因する不確かさを考慮しても、D/C (評価対象核種: Co-60)が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準 の1/33以下であることの判断が可能となるよう、検出限界値相当で約2.0× 10-3Bq/g以下となる測定時間を50,000秒以内で設定する。

2.4 点検·校正

Ge波高分析装置を使用するときは、あらかじめ日常点検を行うとともに、 1年に1回定期点検を行い、設定した測定効率が維持されていることを確認 する。

日常点検(使用中において1回/日)では、バックグラウンド測定等を行う。

名 称	概  要						
<b>Ge</b> 波高 分析装置	仕様	検出器	測定方式:ゲルマニウム半導体検出器 Co-60検出効率:約1.94% 検出限界放射能濃度:約2.0×10 <sup>-3</sup> Bq/g以下				
		型式	GC2019-7500RDC/S <sup>**</sup> 1				
	測 条	測定方法	外部よりγ線を測定				
		測定試料 形状	縦約5cm×横約5cm				
		対象物の 汚染性状	二次的な汚染				
		対象物の 形状	平板				
		対象物の 材質	金属(ステンレス鋼)				
		測定時間	測定時間: <b>50,000</b> 秒以内*2				

表6-1 Ge波高分析装置の主な仕様及び測定条件

※1:代表型式である。今後の製品開発に伴い変更となる可能性がある。

※2:放射能濃度確認対象物の形状により変動する。

### ○放射能濃度確認対象物の管理方法

1. 放射能濃度確認対象物の保管管理

放射能濃度測定前の放射能濃度確認対象物については、汚染のおそれの ない管理区域である廃棄物庫にて専用の保管容器に封入し保管する。その 後、放射能濃度確認対象物は、汚染のおそれのある区域である保修点検建 屋内の鋼製材で区画されたエリア(以下、「分別・切断エリア」という。)

(追加的な汚染がないよう管理するエリア)で分別、切断した後、追加的 な汚染を防止するため専用の容器に封入し、放射能濃度測定装置設置場所 (以下、「放射能濃度測定エリア」という。)(追加的な汚染がないよう管理 するエリア)で Co-60 の放射能濃度を測定後、図4に示す保修点検建屋内 の物品持出測定待ちエリア(追加的な汚染がないよう管理するエリア)に 保管する。

放射能濃度測定後の放射能濃度確認対象物については、評価単位毎に整 理番号を付して、放射能濃度についての確認を受けるまでの間、異物の混 入及び放射性物質による追加的な汚染を防止するため、専用の保管容器に 封入した状態で、図4に示す汚染のおそれのない管理区域である廃棄物庫 内に設定した確認待ちエリアに保管する。

2. 放射能濃度確認対象物の保管場所等の管理

放射能濃度確認対象物の保管場所である廃棄物庫、物品持出測定待ちエ リア及び確認待ちエリア並びに分別・切断エリアの管理としては、出入口 を施錠管理し放射能濃度確認担当部署の責任者の承認を受けた者以外の者 の立入りを制限するよう管理することにより、異物の混入及び放射性物質 による追加的な汚染を防止する。

放射能濃度測定エリアの管理としては、放射能濃度測定装置を施錠管理 することにより異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する。

3. 異物混入防止措置

放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認 対象物等が混入しないよう識別管理することにより異物の混入を防止する とともに、放射能濃度測定装置を施錠管理する。万一、異物が混入した場合にもその状況を確認することができるよう、放射能濃度測定前後に放射 能濃度確認対象物の写真を撮影する。

放射能濃度の測定及び評価の結果、評価単位の評価対象核種(Co-60)の 放射能濃度が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下 となる放射能濃度確認対象物は、大型物品持出モニタにより表面汚染密度 を測定後、専用の保管容器に封入する。評価単位の評価対象核種(Co-60) の放射能濃度が規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33を 超える場合は、原因調査した上で再測定、又は再除染した上で再測定若し くは当該評価単位を放射能濃度確認対象物外とする。

4. 管理体制の品質管理

放射能濃度の測定後から原子力規制委員会の確認が行われるまでの間の 管理体制については、内部監査等により品質管理が厳格に実施され、維持 されていることを確認する。

放射能濃度測定装置の設置場所

放射能濃度測定装置であるGe波高分析装置の設置場所は、図4に示す汚染のおそれのある区域である保修点検建屋内の専用の一室である放射能濃 度測定エリアとする。放射能濃度測定エリアは、出入口の汚染管理、及び 出入管理室側から清浄な空気を送気することにより、追加的な汚染が生じ ないよう管理されたエリアである。

6. 放射能濃度確認対象物の運搬

分別・切断エリア、放射能濃度測定エリア、物品持出測定待ちエリア及 び確認待ちエリアへの放射能濃度確認対象物の運搬に当たっては、追加的 な汚染を防止するため、専用の容器に封入して運搬する。

放射能濃度確認対象物の管理方法の詳細は「添付資料7」に記載する。



図4 大飯発電所 構内図

## 放射能濃度確認対象物の管理方法について

#### 1. 異物の混入及び放射性物質による汚染の防止

放射能濃度測定前の放射能濃度確認対象物については、汚染のおそれのな い管理区域である廃棄物庫にて専用の保管容器に封入し保管する。その後、 放射能濃度確認対象物を汚染のおそれのある区域である保修点検建屋内の分 別・切断エリア(追加的な汚染がないよう管理するエリア)から容器に封入 された状態で放射能濃度測定エリア(追加的な汚染がないよう管理するエリ ア)へ移動し、測定・評価を行う。測定の結果、評価対象核種(Co-60)の D/C が Co-60の規則第2条で規定されるクリアランス判断基準の1/33以下と判 断した放射能濃度確認対象物は、物品持出測定待ちエリアにて物品持出測定 後、汚染のおそれのない管理区域に搬送し、保管容器へ封入する。

放射能濃度確認対象物の保管に当たっては、追加的な汚染を防止するため 専用の容器に封入する。

放射能濃度対象物の運搬に当たっては、追加的な汚染を防止するため専用 の容器に封入して運搬する。

廃棄物庫内の放射能濃度確認対象物の保管場所、分別・切断エリア、物品 持出測定待ちエリア及び確認待ちエリアは、放射能濃度確認担当部署の責任 者の承認を受けた者以外が立ち入らないよう施錠管理し、立入りを制限する。

放射能濃度測定エリアは、放射線測定装置を施錠管理することにより異物 の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する。保管容器は放射能濃 度確認対象物を封入後、施錠管理を行う。

また、放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度 確認対象物等が混入しないよう識別管理することにより異物の混入を防止す るとともに、放射能濃度測定装置を施錠管理する。万一、異物が混入した場 合にもその状況を確認することができるよう、放射能濃度測定前後に放射能 濃度確認対象物の写真を撮影する。

放射能濃度確認対象物の取扱い及び管理のフロー図を図 7-1 に、各エリア

の管理事項を表 7-1「管理事項」に示す。



※2:原因調査した上で再測定、又は再除染した上で再測定若しくは当該評価単位を放射能濃度確認対象物外として保管廃棄

図 7-1 放射能濃度確認対象物の取扱い及び管理の基本フロー

場所・エリア 管理事項	廃棄物庫内の保管場所	分別・切断エリア	放射能濃度測定エリア	物品持出測定待ちエリア	確認待ちエリア
放射性廃棄物との分離	_	0	_	_	_
異物の混入防止、 追加汚染防止	0	○*1	○*1,2	○*1	0
立入制限	0	0	-	0	0
汚染のおそれのある区域	—	0	$\bigcirc$	0	—
汚染のおそれのない管理区域	0	_	_	_	0

表 7-1 管理事項

※1: 追加的な汚染がないよう管理することにより、異物混入及び追加的な汚染 を防止

※2: 放射線測定装置を施錠管理することにより、異物混入及び追加汚染を防止

### ○放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム

放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価、並びに放射能濃度確認対象物の保管管理(分別管理含む。)に関する業務を高い信頼性をもって実施し、かつその信頼性を維持・改善するための品質保証の体制を、審査基準の要求事項に基づき、大飯発電所原子炉施設保安規定及び原子力発電の安全に係る品質保証規程並びにこれに基づく社内規定に以下の通り定める。

放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価、並びに放射能濃度確認対象物の保管管理(分別管理含む。)に関する業務を統一的に管理する者を 大飯発電所原子炉施設保安規定及び社内規定に定める。

放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理(分別 管理含む。)に係る業務は、当該業務を実施する上で必要な知識・技能につい て大飯発電所原子炉施設保安規定に基づく社内規定に定め、当該業務を実施 する者への定期的な教育・訓練の実施により、知識・技能の維持を図る。ま た、測定及び評価に必要な知識・技能を習得した者がそれぞれの業務を実施 するよう規定する。

放射能濃度の測定及び評価に使用する Ge 波高分析装置は、定期的な点検・ 校正を含む保守管理を大飯発電所原子炉施設保安規定に基づく社内規定に定 め実施する。

品質マネジメントシステムは社長をトップマネジメントとして構築し、体 系化した組織及び文書類により、放射能濃度の測定及び評価のための一連の 業務に係る計画と実施、評価及び改善のプロセスを実施するための品質保証 計画を定める。

放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムの詳細は「添 付資料 8」に記載する。

添付資料8

# 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムについて

放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃 度確認対象物の保管管理(分別管理含む。)を高い信頼性をもって実施 し、これらを維持・改善するための品質保証活動を次のとおり実施す る。

品質マネジメントシステムは社長をトップマネジメントとして構築 し、体系化した組織及び文書類により、放射能濃度の測定及び評価のた めの一連の業務に係る計画と実施、評価及び改善のプロセスを実施す るための品質保証計画を定める。

放射能濃度確認対象物の発生から分別、放射能濃度確認対象物の測 定・評価、保管管理、搬出、これら一連の管理に関する記録の作成・保 存、不適合の発生時の処置(是正処置及び必要に応じて予防措置を含 む。)等を行う際には、以下の品質保証活動を実施し、放射能濃度の測 定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理(分別管理含む。) に係る業務の信頼性を確保する。

以上については、大飯発電所原子炉施設保安規定及び原子力発電の 安全に係る品質保証規程並びにこれに基づく社内規定において具体的 な以下の事項を定めて実施するとともに、これらを継続的に改善する こととする。

1. 責任の明確化

放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理(分別管理含む。)に係る業務を統一的に管理する者を、大飯発電 所原子炉施設保安規定及び社内規定に定める。

2. 教育・訓練

放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管

理に係る業務を実施する上で必要な教育・訓練について、大飯発電 所原子炉施設保安規定及び社内規定に定め、当該業務を実施する者 への教育・訓練の実施及び技能の維持を図るとともに、教育・訓練 を実施していることが確認できる体制を定める。また、測定及び評 価に必要な知識及び技術を習得した者がそれぞれの業務を実施する よう規定する。

**3**. 放射線測定装置の管理

放射能濃度の測定及び評価に使用する Ge 波高分析装置について は、点検・校正等についての手順を大飯発電所原子炉施設保安規定及 び社内規定に定め、定期的な点検・校正、保守管理を実施するととも に、定めた点検・校正等の手順に基づいて点検・校正が行われている ことが確認できる体制を定める。

4. 分别管理

放射能濃度の測定から確認を受けるまでの間、保管場所等におい て、放射能濃度確認対象物に、放射能濃度確認対象物以外の物が混在 しないよう分別管理することを、大飯発電所原子炉施設保安規定及 び社内規定に定め、分別管理を実施するとともに、分別管理する体制 を定める。

5. 業務の実施

放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理(分別管理含む。)に係る業務に関しては、大飯発電所原子炉施設 保安規定及び原子力発電の安全に係る品質保証規程並びにこれに基 づく社内規定において具体的な手順を定め、業務を実施する。

6. 評価及び改善

放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管 理に係る業務が定められた手順のとおり実施していること等につい て、定期的に内部監査を行い、必要に応じて改善を図る。

放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管 理に係る業務において、Ge波高分析装置等の不具合、ヒューマンエ ラー等を発生させないよう努めるとともに、万一、不適合が発生した 場合は適切な処置をとり、原因の究明及び対策、必要に応じて予防措 置を講じる。

また、これらの放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認 対象物の保管管理に係る業務について、運用実績を反映し、適宜、手 順の見直し及び管理の充実を図る。